令　和　７　年

草加市議会６月定例会議案

草　　加　　市

写

草加市告示第４０１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０１条第１項の規定により令和７年草加市議会６月定例会を次のとおり招集し、同条第７項の規定により告示する。

令和７年５月２９日

草加市長　瀬　戸　百合子

１　期　　日　　令 和 ７ 年 ６ 月 ５ 日

２　場　　所　　草 加 市 議 会 議 場

議　案　目　次

第４４号議案　令和７年度草加市一般会計補正予算（第３号）……　別添

第４５号議案　草加市税条例の一部を改正する条例の制定について……　１

第４６号議案　草加市土砂等の堆積の規制に関する条例を廃止する条例の制定について……　１５

第４７号議案　財産の取得について……　１９

第４８号議案　財産の取得について……　２３

第４９号議案　訴えの提起について……　２７

第５０号議案　訴えの提起について……　２９

第５１号議案　損害賠償の額を定めることについて……　３３

第５２号議案　不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて……　３５

第５３号議案　不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて……　３９

第５４号議案　不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて……　４３

第４５号議案

草加市税条例の一部を改正する条例の制定について

草加市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の特定親族特別控除の創設、市たばこ税の加熱式たばこの課税方式の見直し等を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市税条例の一部を改正する条例

草加市税条例（昭和２９年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「草加市公告式条例」を「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を草加市公告式条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは同条第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５０，０００円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５０，０００円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第２６条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第２６条の３　令和８年４月１日以後に第９６条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９６条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第９７条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９８条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる

区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９６条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９７条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９７条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定に

より製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　附則第２６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定　令和８年４月１日

⑵　第１８条及び第１８条の３の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の草加市税条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第３４条の２及び第３６条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３６条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５０，０００円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第３６条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の草加市税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した

旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第３６条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条　次項に定めるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第２６条の３第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、草加市税条例第９６条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９８条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第２６条の３の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

⑴　草加市税条例第９８条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第２６条の３第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

⑵　新条例附則第２６条の３の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

参　考　資　料

草加市税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
（公示送達） 第１８条　法第２０条の２の規定による公示送達は、草加市公告式条例（昭和３９年条例第２０号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。	（公示送達） 第１８条　法第２０条の２の規定による公示送達は、公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を草加市公告式条例（昭和３９年条例第２０号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。
（納税証明事項） 第１８条の３　地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第１８条の３　施行規則第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（所得控除）

第３４条の２　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が２５，０００，０００円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第３６条の２　第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９，０００，０００円以下であるものに限

（所得控除）

第３４条の２　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が２５，０００，０００円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第３６条の２　第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９，０００，０００円以下であるものに限

る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５０，０００円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは同条第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２　条文略

～　　～

９　条文略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第３６条の３の２　条文略

⑴　条文略

⑵　条文略

⑶　扶養親族の氏名

る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５０，０００円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５０，０００円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２　条文略

～　　～

９　条文略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第３６条の３の２　条文略

⑴　条文略

⑵　条文略

⑶　扶養親族又は特定親族の氏名

⑷　条文略

２　条文略

～　　～

６　条文略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９，０００，０００円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５０，０００円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

⑷　条文略

２　条文略

～　　～

６　条文略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９，０００，０００円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５０，０００円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５０，０００円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払

⑴　条文略
⑵　条文略
⑶　扶養親族の氏名
⑷　条文略
２　条文略
～　　～
５　条文略

附　則
第２６条の２　条文略

者を経由して、市長に提出しなければならない。
⑴　条文略
⑵　条文略
⑶　扶養親族又は特定親族の氏名
⑷　条文略
２　条文略
～　　～
５　条文略

附　則
第２６条の２　条文略
（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）
第２６条の３　令和８年４月１日以後に第９６条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９６条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第９７条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９８条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９６条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。
⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の

全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９７条の２の規定によ

	り製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 ⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの ⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９７条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

第４６号議案

草加市土砂等の堆積の規制に関する条例を廃止する条例の制定について

草加市土砂等の堆積の規制に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、本市の全区域が宅地造成等工事規制区域に指定され、同法の規制が適用されることに伴い、草加市土砂等の堆積の規制に関する条例を廃止する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市土砂等の堆積の規制に関する条例を廃止する条例

草加市土砂等の堆積の規制に関する条例（平成２５年条例第１０号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行の際現に廃止前の草加市土砂等の堆積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第６条第１項の許可を受けている者（この条例の施行の日前に同条第２項第２号から第４号まで、第６号、第７号、第９号及び第１０号に掲げる事項の変更がある場合にあっては旧条例第９条第１項の許可（以下この条において「変更許可」という。）を受けている者に限る。以下この条において「許可事業者」という。）に係る旧条例第８条、第９条（旧条例第６条第２項第２号、第６号及び第７号に掲げる事項の変更に係るものを除く。）、第１０条から第１６条まで、第１７条第１項、第１９条及び第２０条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、なお従前の例による。

⑴　許可事業者が許可（変更許可を受けた場合にあっては、当該変更許可。以下この条において同じ。）を受けた日から当該許可に係る土砂等の堆積を行う期間が満了する日までの間に旧条例第１７条第１項の規定による命令を受けた場合　当該土砂等の堆積を行う期間が満了する日又は当該命令に係る事由が消滅する日のいずれか遅い日

⑵　前号に掲げる場合以外の場合　許可事業者の許可に係る土砂等の堆積を行う期間が満了する日

第３条　この条例の施行前に旧条例第１７条第２項の規定による命令を受けた者に係る旧条例第１９条の規定による報告又は資料の提出及び旧条例第２０条第１項の規定による立入検査については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

第４条　この条例の施行前にした行為並びに附則第２条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

第４７号議案

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１　取 得 財 産　　ＬＥＤ照明器具

２　取 得 価 格　　１０５，７４７，８７４円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　９，６１３，４４３円）

３　契約の相手方　　埼玉県草加市金明町７３４番地３アンザイビル２階

株式会社進誠　草加営業所

所長　坂　田　将　大

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

二酸化炭素排出量の削減を図るため、公共施設において使用するＬＥＤ照明器具を購入する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

参　考　資　料

入　札　結　果　表

件　　名　　公共施設照明の一括ＬＥＤ化推進事業

公告年月日　　令和７年４月１０日

入 札 日 時　　令和７年５月１５日　午前１０時

（単位　円）

入　札　業　者　名	第１回	備考
株式会社大広電気　草加支店	350,000,000	
有限会社高橋電気	293,104,000	
株式会社進誠　草加営業所	270,000,000	落札
東武電設株式会社	－	辞退

落札額のうち、取得財産に係る額　９６，１３４，４３１円

第４８号議案

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１　取 得 財 産　　情報教育用機器

２　取 得 価 格　　７０，７２１，６４０円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　６，４２９，２４０円）

３　契約の相手方　　東京都千代田区外神田六丁目１５番１２号

富士電機ＩＴソリューション株式会社

代表取締役　及　川　　弘

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

市内中学校のＩＣＴ環境の充実を図るため、情報教育用機器を購入する必要を認めた。これがこの議案を提出する理由である。

参　考　資　料

見　　積　　結　　果　　表

品　　名　　情報教育用機器

見　積　日　　令和７年５月１４日

（単位　円）

見　積　業　者　名	見　積　金　額
富士電機ＩＴソリューション株式会社	64,292,400

第４９号議案

訴えの提起について

次のとおり大阪地方裁判所に訴えを提起するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

１　相手方

奈良県[redacted]

[redacted]

２　事件の概要

特別徴収に係る市民税及び県民税を滞納している法人について、草加市が国税徴収法に基づき当該滞納法人が第三債務者に対して有する売掛金支払請求権を差し押さえたところ、相手方が当該売掛金支払請求権は自己に帰属する旨を主張したため、第三債務者は、債権者不確知を理由に当該売掛金及びこれに係る遅延損害金を大阪法務局に弁済供託した。

そこで、草加市は、被供託者である当該滞納法人が有する供託金の還付請求権について、国税徴収法に基づく差押えを執行し、取立権を取得した。

３　請求の趣旨

⑴　原告と被告との間において、大阪法務局令和６年度金第８２５６号の供託金２３８万６５７６円につき、原告が還付請求権の取立権を有することを確認する。

⑵　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

４　訴訟遂行の方針

本件訴えの提起後において、その目的達成に特に必要がある場合には、訴え又は当事者の追加又は変更、上訴その他必要な措置を行うことができるものとする。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

特別徴収に係る市民税及び県民税の滞納金の徴収に当たり、草加市が供託金還付請求権の取立権を有することの確認を求めるため、訴えを提起する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

第５０号議案

訴えの提起について

次のとおりさいたま地方裁判所に訴えを提起するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

１　相手方

⑴　八潮市[redacted]

⑵　草加市[redacted]

⑶　東京都葛飾区西水元二丁目１２番３号

株式会社ＭＩＳ

代表取締役　町　野　光　明

２　事件の概要

株式会社ＭＩＳが障害児通所給付費及び移動支援給付費を不正受給したことについて、当該法人の代表取締役及び会計担当者が詐欺罪で起訴され、有罪判決を受けた。

草加市は、当該法人らに不正受給分の返還請求を行い、一部につき納入されたが、被害額全額の返還がなされていない。

３　請求の趣旨

⑴　被告[redacted]及び被告[redacted]は、原告に対し、連帯して、金２１６８万７９２３円（うち金８９６万７７９７円については被告株式会社ＭＩＳと連帯して）及びこれに対する支払済まで年３分の割合による金員を支払え。

⑵　被告株式会社ＭＩＳは、原告に対し、被告[redacted]及び被告[redacted]と連帯して、金８９６万７７９７円及びこれに対する支払済まで年３分の割合による金員を支払え。

⑶　訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

４　訴訟遂行の方針

本件訴えの提起後において、その目的達成に特に必要がある場合には、訴え又は当事者の追加又は変更、上訴その他必要な措置を行うことができるものとする。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

不正受給された障害児通所給付費及び移動支援給付費に係る返還金等の請求について、訴えを提起する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

第５１号議案

損害賠償の額を定めることについて

草加市が管理する施設（道路）管理の瑕疵に起因する事故について、損害賠償の額を次のとおり定めたいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号の規定により、議会の議決を求める。

１　損害賠償の額　　１，２００，０００円

２　損害賠償の相手方

住　所　　草加市[redacted]

氏　名　　[redacted]

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

令和７年２月８日午前１１時２５分頃、草加市八幡町６２９番地１０地先において、[redacted]氏所有の自動車が市道２０３５４号線を走行していたところ、舗装の沈下により段差が発生していた路肩の集水桝に接触し、車両を損傷した。

同氏からの損害賠償請求に対し、賠償する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

第５２号議案

不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

冨永大右氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したいので、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所　　越谷市[redacted]

氏　　名　　冨永大右（とみながだいすけ）

生年月日　　昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

不当要求行為等・公益通報委員会委員冨永大右氏は、令和７年６月３０日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参　考　資　料

経　　歴

住　　所	越谷市[redacted]	
氏　　名	冨　永　大　右	
生年月日	昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（[redacted]歳）	
学　　歴	平成２２年　３月	法政大学法科大学院修了
職 歴 等	平成２３年１１月	司法修習生採用
	平成２４年１２月	司法修習生修習終了
	平成２５年　２月	弁護士登録
	平成２５年　２月	とみなが総合法律事務所設立
	平成２９年　６月	とみなが総合法律事務所から東埼玉法律事務所に名称変更、現在に至る。
	令和　５年　７月	草加市不当要求行為等・公益通報委員会委員に就任、現在に至る。

第５３号議案

不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

内田一郎氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したいので、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所　　草加市[redacted]

氏　　名　　内田一郎（うちだいちろう）

生年月日　　昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

令和７年６月３０日をもって任期満了となる不当要求行為等・公益通報委員会委員の後任として、新たに内田一郎氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したいので、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参　考　資　料

経　　歴

住　　所	草加市[redacted]	
氏　　名	内　田　一　郎	
生年月日	昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（[redacted]歳）	
学　　歴	平成１９年　３月	獨協大学法科大学院修了
職 歴 等	平成　元年　４月	松並会計事務所入所
	平成　５年　７月	有限会社内田商店設立、現在に至る。
	平成　６年１１月	松並会計事務所退職
	平成２０年１１月	司法修習生採用
	平成２１年１２月	司法修習生修習終了
	平成２１年１２月	弁護士登録
	平成２１年１２月	さいたま草加法律事務所設立、現在に至る。
	平成２９年　４月	草加市人権推進審議会委員に就任
	令和　２年　３月	同審議会委員任期満了
	令和　７年　４月	さいたま家庭裁判所調停委員に就任、現在に至る。

第５４号議案

不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

土屋文博氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したいので、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所　　川口市[redacted]

氏　　名　　土屋文博（つちや ふみひろ）

生年月日　　昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

令和７年６月３０日をもって任期満了となる不当要求行為等・公益通報委員会委員の後任として、新たに土屋文博氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したいので、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参　考　資　料

経　　歴

住　　所	川口市[redacted]	
氏　　名	土　屋　文　博	
生年月日	昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（[redacted]歳）	
学　　歴	平成２３年　７月	筑波大学大学院ビジネス科学研究科博士前期課程修了
職 歴 等	平成１５年　４月	司法修習生採用
	平成１６年　９月	司法修習生修習終了
	平成１６年　９月	弁護士登録
	平成１６年　９月	春日部法律事務所入所
	平成２１年　５月	春日部警察署協議会委員に就任
	平成２４年　６月	春日部法律事務所退職
	平成２４年　６月	ユアライト総合法律事務所設立、現在に至る。
	平成２５年　５月	春日部警察署協議会委員任期満了
	平成２７年　４月	草加市消費生活審議会委員に就任、現在に至る。
	平成２８年１１月	松伏町いじめ問題対策調査委員会委員に就任、現在に至る。
	平成３０年　４月	埼玉弁護士会越谷支部副支部長に就任
	平成３０年　４月	同弁護士会常議員に就任
	平成３１年　３月	同弁護士会越谷支部副支部長任期満了
	平成３１年　３月	同弁護士会常議員任期満了
	令和　２年　４月	同弁護士会越谷支部副支部長に就任
	令和　２年　４月	同弁護士会常議員に就任
	令和　３年　３月	同弁護士会越谷支部副支部長任期満了
	令和　３年　３月	同弁護士会常議員任期満了
	令和　４年　４月	同弁護士会越谷支部支部長に就任
	令和　４年　４月	同弁護士会常議員に就任
	令和　５年　３月	同弁護士会越谷支部支部長任期満了

令和　５年　３月　　同弁護士会常議員任期満了

令和　６年　４月　　社会福祉法人越谷市社会福祉協議会成年後見センターケース検討会議委員就任、現在に至る。

令　和　７　年

草加市議会６月定例会報告

草　　加　　市

報　告　目　次

第５号報告　専決処分の報告について……　１

第６号報告　専決処分の報告について……　５

第７号報告　令和６年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について……　９

第８号報告　令和６年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について…　１１

第９号報告　令和６年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について…　１５

第１０号報告　令和６年度草加市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……　１７

第１１号報告　令和６年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……　１９

第１２号報告　令和６年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について……　２１

第１３号報告　令和６年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について…　２３

第１４号報告　令和６年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について……　２５

第１５号報告　令和６年度草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について……　２７

第１６号報告　令和６年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について……　３１

第１７号報告　令和６年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書の提出について……　３３

第１８号報告　令和６年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について……　３５

第５号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、草加市道の管理瑕疵により生じた事故の損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１　損害賠償の額　　７，８００円

内訳　人身損害賠償の額　５，７２０円

物件損害賠償の額　２，０８０円

（道路賠償責任保険により全額補填）

２　損害賠償の相手方

住　所　　草加市[redacted]

氏　名　[redacted]

３　事故の概要

令和６年１１月２７日午後５時頃、[redacted]氏が草加市谷塚上町９０番地２地先の市道２１０１号線を自転車で走行中、舗装の穴に車輪をとられて転倒し、同氏が負傷するとともに自転車を損傷した。

専　決　処　分　理　由

草加市谷塚上町９０番地２地先において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。

したがって、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

令和７年３月２８日

草加市長　瀬　戸　百合子

第６号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、草加市道の管理瑕疵により生じた事故の損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１　損害賠償の額　　１５，０００円

内訳　物件損害賠償の額　１５，０００円

（道路賠償責任保険により全額補填）

２　損害賠償の相手方

住　所　　草加市[redacted]

氏　名　[redacted]

３　事故の概要

令和７年３月２６日午後７時３０分頃、[redacted]氏が草加市新里町６番地１地先の市道２１０１号線を原動機付自転車で走行中、舗装の穴の上を通行し、原動機付自転車を損傷した。

専　決　処　分　理　由

草加市新里町６番地１地先において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。

したがって、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

令和７年５月８日

草加市長　瀬　戸　百合子

第７号報告

令和６年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第１項の規定により、令和６年度草加市一般会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和６年度　　草加市一般会計継続費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
１０　教育費	３　中学校費	栄中学校校舎等改築事業（栄中学校改築等基本構想・基本計画策定等業務委託）	40,000,000	12,000,000	0	12,000,000	7,370,000	4,630,000	4,630,000	4,630,000	0	0	0
合計			40,000,000	12,000,000	0	12,000,000	7,370,000	4,630,000	4,630,000	4,630,000	0	0	0

第８号報告

令和６年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、令和６年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和６年度　　草加市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3　民生費	1　社会福祉費	令和６年度住民税非課税世帯等給付金給付事業	7,797,000	7,797,000	0	7,797,000	0	0	0	0
		令和６年度物価高騰対応給付金給付事業	819,177,000	267,504,801	0	267,504,801	0	0	0	0
	2　児童福祉費	こどもまんなかまちづくり推進事業	3,943,000	1,630,000	0	0	0	0	0	1,630,000
		こども家庭センター事業	13,010,000	7,878,000	0	5,242,000	1,318,000	0	0	1,318,000
8　土木費	3　河川費	排水路整備事業（千疋幹線負担金）	37,400,000	37,400,000	0	0	0	33,600,000	0	3,800,000
	4　都市計画費	都市計画マスタープラン推進事業	9,453,000	9,453,000	0	0	0	0	0	9,453,000
		新田駅東口土地区画整理事業	935,000,000	735,000,000	0	71,874,000	0	481,000,000	0	182,126,000
		都市計画街路整備事業	24,310,000	24,310,000	0	0	0	0	0	24,310,000
		公園維持管理事業	18,000,000	18,000,000	0	3,700,000	0	12,700,000	0	1,600,000

令和６年度　　草加市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8　土木費	4　都市計画費	今様・草加宿道路整備事業	47,800,000	47,800,000	0	0	0	43,000,000	0	4,800,000
	5　住宅費	公営住宅等維持管理事業	25,000,000	25,000,000	0	6,896,000	0	17,100,000	0	1,004,000
１０　教育費	2　小学校費	学校施設維持管理事業（小学校）（照明改修工事）	46,781,000	46,781,000	0	11,549,000	0	34,800,000	0	432,000
		学校施設維持管理事業（小学校）（空調改修工事）	151,873,000	151,873,000	0	23,566,000	0	125,800,000	0	2,507,000
		学校施設維持管理事業（小学校）（ブロック塀等改修工事）	13,794,000	13,794,000	0	3,685,000	0	9,900,000	0	209,000
	3　中学校費	学校施設維持管理事業（中学校）（外壁・屋上改修工事）	153,706,000	153,706,000	0	43,193,000	0	108,000,000	0	2,513,000
		学校施設維持管理事業（中学校）（ブロック塀等改修工事）	19,567,000	19,567,000	0	5,216,000	0	14,100,000	0	251,000
合計			2,326,611,000	1,567,493,801	0	450,222,801	1,318,000	880,000,000	0	235,953,000

第９号報告

令和６年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５０条第３項において準用する同令第１４６条第２項の規定により、令和６年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和６年度　　草加市一般会計事故繰越し繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	未支出済額			既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
8　土木費	4　都市計画費	新田駅東口土地区画整理事業	130,000,000	0	130,000,000	0	130,000,000	0	0	0	0	130,000,000	対象建物１棟について、移転交渉に時間を要し、既存建物の除却が完了していないため。
合計			130,000,000	0	130,000,000	0	130,000,000	0	0	0	0	130,000,000	

第１０号報告

令和６年度草加市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、令和６年度草加市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和６年度　　草加市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1　事業費	1　事業費	アコス地下駐車場事業	82,673,000	82,673,000	0	0	0	0	0	82,673,000
合計			82,673,000	82,673,000	0	0	0	0	0	82,673,000

第１１号報告

令和６年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、令和６年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和６年度　　草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2　事業費	1　事業費	公共施設整備等関連事業	548,000,000	381,000,000	0	12,050,000	0	180,300,000	0	188,650,000
合計			548,000,000	381,000,000	0	12,050,000	0	180,300,000	0	188,650,000

第１２号報告

令和６年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５０条第３項において準用する同令第１４６条第２項の規定により、令和６年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和６年度　　草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	未支出済額			既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
2　事業費	1　事業費	公共施設整備等関連事業	158,173,783	110,703,783	47,470,000	0	47,470,000	0	17,300,000	16,000,000	0	14,170,000	対象建物３棟について、移転交渉に時間を要し、既存建物の除却が完了していないため。
合計			158,173,783	110,703,783	47,470,000	0	47,470,000	0	17,300,000	16,000,000	0	14,170,000	

第１３号報告

令和６年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第１項の規定により、令和６年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和６年度　草加市水道事業会計継続費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳	翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				過年度分損益勘定留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	監視制御装置更新事業	963,358,000	289,007,000	96,336,000	385,343,000	0	385,343,000	385,343,000	385,343,000	0
合計			963,358,000	289,007,000	96,336,000	385,343,000	0	385,343,000	385,343,000	385,343,000	0

第１４号報告

令和６年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、令和６年度草加市水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和６年度　草加市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額　　単位：円

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 過年度分損益勘定留保資金	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
1 資本的支出	1 建設改良費	改良事業第６－８号 配水管布設替工事	76,170,000	0	76,170,000	76,170,000	0	0	材料製作に不測の日数を要したことから、工期の延長が生じたため。
		改良事業第６－１０号 配水管布設工事	29,120,000	0	29,120,000	29,120,000	0	0	新田駅周辺土地区画整理事務所との工程調整に日数を要したことから工期の延長が生じたため。
合計			105,290,000	0	105,290,000	105,290,000	0	0	

第１５号報告

令和６年度草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、令和６年度草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和６年度　草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額　　単位：円

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	新田駅東口地区街路築造等工事（R6-1）及び公共下水道第9処理分区汚水枝線工事（R6-1）	10,867,000	0	10,867,000	2,100,000	8,100,000	667,000	0	0	（公共汚水事業） 土地区画整理事業に伴う移転交渉が長期化したことにより、対象物件の移転に遅れが生じたため。
		新田駅東口地区街路築造等工事（R6-2）、公共雨水管渠築造工事（外環北側水路第7排水区枝線）6-4、公共下水道第9処理分区汚水枝線工事(R6-2)	5,317,000	0	5,317,000	0	5,000,000	317,000	0	0	（公共汚水事業） 土地区画整理事業に伴う移転交渉が長期化したことにより、対象物件の移転に遅れが生じたため。
		新田駅西口地区街路築造等工事（R6-1）及び公共下水道第9処理分区汚水枝線工事（R6-3）	33,283,000	0	33,283,000	3,600,000	27,900,000	1,783,000	0	0	（公共汚水事業） 土地区画整理事業に伴う移転交渉が長期化したことにより、対象物件の移転に遅れが生じたため。
		公共下水道第6処理分区汚水枝線工事（R6-5）	56,121,000	0	56,121,000	0	53,300,000	2,821,000	0	0	（公共汚水事業） 道路管理者及び関係機関との占用調整等に不測の日数を要したため。
		公共下水道施設工事その5（人孔蓋交換）	41,927,000	0	41,927,000	5,820,000	33,900,000	2,207,000	0	0	（公共汚水事業） 近隣の舗装工事及び建築工事との調整に不測の日数を要したため。
		公共下水道施設耐震化工事（管口耐震化）	28,050,000	0	28,050,000	5,170,000	21,400,000	1,480,000	0	0	（公共汚水事業） 近隣の工場と施工時の出入り等の調整に不測の日数を要したため。
		一の橋放水路（ポンプ設備工事）	38,000,000	0	38,000,000	11,000,000	25,100,000	1,900,000	0	0	（公共雨水事業） 排水ポンプ盤に必要な金属類の部品について、全国的な半導体の供給不足の影響を受け、不測の日数を要したため。

令和６年度　草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

単位：円

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	新田駅東口地区街路築造等工事(R6-2)、公共雨水管渠築造工事（外環北側水路第7排水区枝線）6-4、公共下水道第9処理分区汚水枝線工事（R6-2）	34,430,000	0	34,430,000	10,000,000	22,700,000	1,730,000	0	0	（公共雨水事業） 土地区画整理事業に伴う移転交渉等が長期化したことにより、対象物件の移転に遅れが生じたため。
		内水浸水想定区域図作成業務委託	32,000,000	0	32,000,000	15,500,000	0	16,500,000	0	0	（公共雨水事業） 基礎資料の再調査が想定よりも多く、不測の日数を要したため。
		排水計画検討業務委託	14,000,000	0	14,000,000	0	0	14,000,000	0	0	（公共雨水事業） 入札を2回実施したが、いずれも入札参加者がおらず契約に至らなかったため。
		毛長川左岸第11，12排水区詳細設計委託（ポンプ施設）	38,500,000	0	38,500,000	13,500,000	23,000,000	2,000,000	0	0	（公共雨水事業） 河川管理者との協議等に不測の日数を要したたため。
		南後谷排水機場負担金	6,000,000	0	6,000,000	0	5,700,000	300,000	0	0	（公共雨水事業） 設計の見直しにより、不測の日数を要したため。
合計			338,495,000	0	338,495,000	66,690,000	226,100,000	45,705,000	0	0	

第１６号報告

令和６年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について

令和６年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、次のとおり提出する。

令和６年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書　別添

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第１７号報告

令和６年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書の提出について

令和６年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、次のとおり提出する。

令和６年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書　別添

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第１８号報告

令和６年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

令和６年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、次のとおり提出する。

令和６年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書　別添

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子